

令和2年度中野区食品衛生監視指導計画（案）の公表及び意見募集について

1. 概要

食品衛生法第24条および第64条により、区長は、国の定める指針に基づき食品衛生監視指導計画を定め、これを公表するとともに、その当該施策について広く区民の意見を求めなければならないこととされている。このため、令和2年度中野区食品衛生監視指導計画の策定にあたり、計画案を作成・公表し、区民から広く意見募集を行う。

2. 計画案の内容

国の指針をふまえ、食中毒や法違反等の発生状況、食品衛生を取り巻く当区の状況を勘案し、以下のような内容で本計画案を策定した。

- (1) 監視指導の実施体制及び他機関との連携
- (2) 主な監視指導事業
- (3) 立入検査及び収去検査
- (4) 不利益処分等
- (5) 食品等事業者による自主的な衛生管理の推進
- (6) 情報提供及び区民・事業者・行政間の情報及び意見の交換（リスクコミュニケーション）
- (7) 食品衛生に係る人材の養成及び資質の向上

3. 計画案の公表及び意見の募集

食品衛生法の規定に基づき計画案を公表し、併せて意見を募集する。

- (1) 意見募集期間
令和2年2月12日（水）から2月26日（水）まで
- (2) 計画案の公表方法
区報2月5日号で、計画案の公表と意見募集を行う旨の広報を行う。計画案については、区ホームページ、保健所、すこやか福祉センター、区民活動センター、図書館で公表する。
- (3) 意見提出の方法
郵送、FAX、電子メールによる。

4. 計画の決定及び意見募集結果の公表

寄せられた意見を考慮して計画を決定し、意見とこれに対する区の考え方とを合わせ、3月下旬にホームページで公表する。

5. 資料

別添 令和2年度中野区食品衛生監視指導計画（案）

令和 2 年度 中野区食品衛生監視指導計画（案）

皆様のご意見を募集します。

中野区では、食品衛生法の規定に基づき、令和 2 年度における食品衛生監視指導の実施に関する基本的な方向および具体的な実施方法を定めた、「令和 2 年度中野区食品衛生監視指導計画」を策定します。

この度、「令和 2 年度中野区食品衛生監視指導計画（案）」を作成しましたので、案に対する皆様からのご意見を募集します。

【募集期間】

令和 2 年 2 月 1 2 日（水）から令和 2 年 2 月 2 6 日（水）まで

【提出方法】

ご意見・住所・氏名（個人以外の方は、事業者名または団体名）を明記のうえ、下記の方法でお寄せください。形式は問いませんが、必ず住所、氏名の記入をお願いいたします。なお、電話での受付は行っておりません。

◎郵便の場合

〒1 6 4－0 0 0 1

中野区中野 2－1 7－4 中野区保健所「生活衛生課食品衛生係」宛

◎FAX の場合

0 3（3 3 8 2）6 6 6 7 「生活衛生課食品衛生係」宛

◎電子メールの場合

seikatueisei@city.tokyo-nakano.lg.jp 「生活衛生課食品衛生係」宛

表題は「食品衛生監視指導計画意見提出」でお願いします。

【閲覧場所】

中野区ホームページ、保健所、すこやか福祉センター、図書館、区民活動センター

【結果の公表】

決定した計画、寄せられたご意見及び区の考え方は、3 月下旬に公表します。

【問合せ先】

中野区保健所 生活衛生課食品衛生係

電話 0 3（3 3 8 2）6 6 6 4 FAX 0 3（3 3 8 2）6 6 6 7

Email: **seikatueisei@city.tokyo-nakano.lg.jp**

令和 2 年 2 月 1 2 日
中野区保健所生活衛生課食品衛生係

目次

令和2年度中野区食品衛生監視指導計画（案）	1
1 目的.....	1
2 監視指導計画の実施期間.....	1
3 監視指導の実施体制及び他機関との連携.....	1
4 主な監視指導事業.....	2
5 立入検査及び収去検査.....	5
6 不利益処分等.....	6
7 食品等事業者による自主的な衛生管理の推進.....	7
8 情報提供及び区民・事業者・行政間の情報及び意見の交換〔リスクコミュニケーション〕	7
9 食品衛生に係る人材の養成及び資質の向上.....	8
用語解説.....	10
別紙1 監視指導の実施体制・他機関との連携体制（概略）	12
別紙2 年間スケジュール.....	13

令和２年度中野区食品衛生監視指導計画（案）

中野区長は、食品衛生法第２４条により、国が策定する「食品衛生に関する監視指導の実施に関する指針」に基づき、毎年度食品衛生に関する監視指導の実施について「中野区食品衛生監視指導計画」を定めることになっています。このことから「令和２年度中野区食品衛生監視指導計画」を下記のとおり策定します。

記

１ 目的

食品等に起因する衛生上の危害の発生を防止し、区民の食生活の安全と健康の保護を図ることを目的とします。

２ 監視指導計画の実施期間

令和２年４月１日から令和３年３月３１日まで

（実施結果は令和３年６月２５日までに、区のホームページで公表予定）

３ 監視指導の実施体制及び他機関との連携

（１）監視指導実施体制

区は、効率的かつ効果的な「食の安全・安心を確保するための監視指導」を実施するために、中野区保健所生活衛生課食品衛生係を中心に食品衛生に係る事業方針の決定や企画調整を行います。

地域に密着した監視を行うために、食品衛生監視員^{１)}は、食品関係事業者の営業に関する実地調査、監視指導及び食品検査、食中毒発生時の調査や拡大の防止、違反食品の排除、区民からの苦情等の対応にあたります。

（２）試験検査実施体制

食品衛生監視指導に係る試験検査は、食品衛生法に規定されたG L P^{２)}（検査又は試験に関する事務の管理）に則り、中野区保健所内で実施します。

（３）関係機関との連携協力体制

多くの食品は広域に流通し、また、食中毒発生時は、関係者が複数の自治体に係る場合があります。これら事故発生時の調査や危害の未然防止のため、別紙１のとおり関係機関で連携協力していきます。特別区と東京都は「食品衛生行政の運営に関する細目協定^{３)}（以下「協定」といいます。）」に基づき、東京都による自治体間の調整の元、連携体制を確保しています。また、平成３０年６月に食品衛生法が改正され、広域的な食中毒発生・拡大防止のため国や都道府県が相互に連携・協力を行うことができるよう、国は新たに「広域連携協議会」を設置することになりました。複数の都道府県をまたがる大規模食中毒事案発生時にはこの協議会を活用

して対応するとしています。

① 食品事故発生時対応

食中毒の発生や違反食品等が発見されたときには、東京都と連携協力して、関係機関から情報収集し共有化を図るとともに、原因の究明、再発の防止及び違反食品を速やかに排除します。また、食中毒等の調査に関する試験検査について、協定に基づき東京都健康安全研究センター⁴⁾に委託します。

② 広域監視

広域に流通する食品等による危害の防止を図るため、中野区内にある食品製造施設や輸入業者等に対する広域監視を東京都と連携協力して実施します。

③ 緊急監視

広域に流通する有害又は有毒な食品の緊急な排除を要する情報を探知した場合は、当該食品を迅速に排除するための緊急監視を東京都と連携協力して実施します。

④ 都、区、八王子市及び町田市一斉監視

厚生労働省及び消費者庁の方針や過去における食中毒、違反の発生状況等を踏まえて、東京都と特別区、八王子市及び町田市が連携協力して夏期及び歳末等に一斉監視指導を実施します。

⑤ 東京オリンピック・パラリンピックに向けての監視指導

本年度は東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に伴い、関係機関や各自治体等からの要請に応じて、本大会の関係施設に赴き監視指導を実施します。

4 主な監視指導事業

食の安全・安心を確保するためには、農林水産物の生産から販売までの一連の流れの食品供給工程（フードチェーン⁵⁾）の中で、生産者、食品関係事業者、行政が共通の認識を持ち、それぞれの責務と役割を果たすことが必要です。

監視指導事業では、食品安全基本法の基本理念にのっとり、食品衛生法、食品表示法、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律、食品製造業等取締条例、及び東京都ふぐの取扱い規制条例の遵守の徹底を図ります。また、製造、加工及び調理の各段階における一般的衛生管理の徹底を図るため、次の各事業を実施していきます。

(1) 食中毒対策

平成31年度、中野区で発生した食中毒はありませんでした。その一方で、最近の東京都における食中毒発生状況は、カンピロバクター、ノロウイルス、寄生虫（魚介類の生食に起因するとされるアニサキス等）を原因とするものが多発しています。このことから、カンピロバクター・ノロウイルス・寄生虫（アニサキス等）対策に重点を置いた食中毒対策を実施します。さらに、食中毒を発生させた施設の再発防止や、取扱い不良施設の改善を目的とした重点監視指導をあわせ

て実施します。

① カンピロバクター対策

十分な加熱調理と二次汚染防止を徹底すれば比較的容易に防げるはずのカンピロバクター食中毒が多く発生しています。この原因としては、鶏肉等を生、または加熱不十分で喫食したことが挙げられます。カンピロバクター食中毒は、夏期を中心に一年を通じて発生します。このことから、食肉を主とする食品の取扱方法等の指導を目的として、調理営業施設等を対象に、夏期を中心とした一斉監視を実施します。また、許可検査時や講習会などの機会を利用し、年間を通じて調理従事者に対して指導を行っていきます。さらに、家庭内での食中毒も危惧されることから、食の安全安心展、食中毒予防パネル展、区報、ホームページなどにより、区民に対する情報提供を適宜実施していきます。

② ノロウイルス対策

ノロウイルス食中毒の多くが、調理従事者からの食品汚染やかきなど二枚貝の生食が原因で発生しています。ノロウイルスは感染力が非常に強く、大規模な食中毒患者発生につながる危険性が高いため、特に、集団給食施設に対して、従事者等の衛生・健康管理及び「大量調理施設衛生管理マニュアル」に基づいた施設管理について指導を行います。また、かきなど二枚貝の生食による食中毒防止のため、飲食店や魚介類販売店等に対する監視指導を実施していきます。さらに、ノロウイルスは、人から人へ感染する感染性胃腸炎により拡大することが多いため、保健予防課と連携し拡大防止に努めるほか、区報、ホームページなどにより、区民に対する情報提供を適宜実施していきます。

③ 寄生虫（アニサキス等）対策

寄生虫、特にアニサキスによる食中毒の発生件数は近年急増しており、東京都内における食中毒事件の原因物質として最多となりました。アニサキス食中毒は加熱（60℃以上数秒）、冷凍（マイナス20℃で24時間以上）を行うことで虫体を死滅させる、魚介類の仕入後速やかに内臓を除去する、目視により虫体を取り除くことで予防できます。飲食店や魚介類販売店等に対する監視指導の実施や、家庭内で食中毒が発生する可能性もあることから、区民に対する情報提供も併せて実施していきます。

④ 食中毒事故発生時対策

医師からの届出や、区民から寄せられた情報を基に、保健所と関係機関との連携を図り、迅速に食中毒の原因・感染経路の解明を行い、被害拡大防止及び再発防止に努めていきます。

⑤ 食品危機管理体制の充実

ウイルス・細菌に由来する食中毒の発生初期は、感染症と区別がつきにくいことが多いため、保健所内の生活衛生課食品衛生係と保健予防課保健予防係が協力し、食中毒・感染症の両面から調査を進めていきます。また、大規模な食中毒事

故が発生した場合に備え、東京都や関係機関と連携した危機管理体制の充実を図ります。

（２）違反・苦情食品対策

区には、食品や食品関係事業者に対する区民からの苦情が寄せられています。不衛生な食品や不適切な添加物使用などの違反食品、異物混入などの苦情を未然に防止するため、製造・加工から販売までの各段階での衛生管理、食品添加物使用及び食品表示等について監視指導を実施します。

違反食品が確認された場合は、当該食品が販売や使用されないよう、関係機関と連携し、回収や廃棄などの危害除去の措置を実施します。また、当該事業者に対して、再発防止を目的として報告書の提出等により改善の指導を実施します。

（３）広域流通食品対策

有害食品などの流通を防止するため、東京都と連携し、製造業における原材料、製造工程及び製品の監視指導、並びに流通過程における問屋業及び販売業などの流通拠点の監視指導を実施します。

（４）輸入食品対策

輸入食品の安全を確保することを目的として収去検査^⑥を実施します。また、輸入食品に関する情報収集に努めるとともに、区内に流通する輸入食品の表示監視や、輸入業者への指導を実施します。

（５）適正な食品表示のための対策

平成２７年４月に施行された「食品表示法」は、これまで食品衛生法、ＪＡＳ法及び健康増進法に定められていた食品の表示に関する規定を包括的かつ一元的なものとする制度です。

食品表示法に基づき適正に表示が行われた食品の流通を確保するため、監視指導を行います。また、同法における保健事項（旧健康増進法における栄養成分表示など）に関する表示については保健予防課の管理栄養士職員と連携し指導等にあたり、同法の品質事項（旧ＪＡＳ法における原産地表示など）に係る表示に関しては、その広がりに応じ東京都をはじめ関係自治体に情報提供、連携協力を行います。

なお、加工食品及び添加物の表示における食品表示法の経過措置期間は令和２年３月３１日までとなっているため、適正な表示がされているか監視指導を実施します。

（６）食肉の衛生対策

近年、生や加熱不十分の食肉を原因とした食中毒件数が増加しています。平成２３年１０月に生食用食肉（牛肉）、平成２４年７月に牛肝臓の規格基準が策定されています。また、平成２６年１１月に野生鳥獣肉の衛生管理に関する指針（ガイドライン）が示されました。さらに、平成２７年６月には豚の食肉の基準が設けられました。これら基準の遵守のため、食肉販売業・飲食店営業等の監視指導を実施します。また、食肉の安全確保を図るため、食肉販売業、処理業及び食鳥処理場の監

視、収去検査などを実施します。さらに生食用食肉やジビエ（野生鳥獣肉）の他、通常よりも低い温度帯で加熱（いわゆる低温調理）した食肉調理品を取り扱う施設についても、衛生基準の遵守状況や取扱方法等について監視指導を実施します。

（７）放射性物質の食品汚染対策

食品の放射性物質の検出状況等について国・東京都などの関係機関から情報収集するとともに、必要に応じて流通経路の調査等を行います。

（８）その他

東京都ふぐの取扱い規制条例に規定されているふぐ及びふぐ加工製品を取り扱う事業者に対し監視指導を実施します。また、営業許可を必要としない地域のイベント、住民祭りや学園祭等の行事開催による食品提供について、食品衛生上の危害の発生防止を目的に、保健所への届出及び食品の取扱のあり方について監視・指導を行います。

５ 立入検査及び収去検査

（１）立入検査予定

① 年間立入予定件数

８，０００件^{a)}

立ち入り施設は、①食品衛生法違反（過去３年間）による不利益処分を受け監視が必要と認める施設、②食中毒等の危害発生頻度が高い（危害発生が危惧される）業種を重点監視業種（仕出し、寿司、魚、肉、生菓子等）とし、定期的な監視を行います。また、重点監視業種以外の業種については、更新時ごと及び必要に応じて年１回程度の監視を行います^{b)}。また、区民からの食品営業者等に対する苦情があった場合には必要に応じ施設に立入検査を行います。

② 年間実施予定

学校及び社会福祉施設などの集団給食施設、食中毒多発業種、大規模飲食店及び製造・販売業に対し、食中毒多発期、行楽シーズン及び年末年始の大量流通期を中心に、別紙２のとおり立入検査を実施します。

（２）収去検査

① 年間収去予定件数

４００検体（細菌・化学検査、表示検査等）

^a 許可業種及び届出業種ごとに計上した数値。スーパーマーケット等、複数許可等を有した施設を監視した場合、有している許可等の数を計上した数値。令和元年１２月末現在の許可・届出数は９，６４０件です。

^b

監視分類	対象	目標立入数
要注意監視施設	法違反(過去3年間)による不利益処分を受け必要と認める施設	年4回以上
重点監視業種	食中毒等の危害発生頻度が高い業種	年2回以上
準重点監視業種	食中毒等の危害発生が危惧される業種	年1回から2回
一般監視業種	食中毒等の危害発生頻度が低い業種	年1回程度
危害の少ない業種	食中毒等の危害発生頻度が非常に低い業種	許可更新時等

危害発生が危惧される業種を中心に収去検査を行っており、細菌・化学検査及び表示検査を実施します。なお、食中毒調査、違反調査等の検査については、原則東京都健康安全研究センターに依頼します。

② 年間実施予定

立入検査の予定に併せて実施する他、夏期及び歳末一斉取締り事業の一環として、別紙２のとおり収去検査を実施します。

(３) 夏期及び歳末一斉取締

食中毒が多発する夏期及び食品流通量が増加する歳末においては、厚生労働省と消費者庁から一斉取締の実施に関する指針が示されます。この方針を踏まえ別途監視指導計画を策定し、協定に基づき、東京都と特別区、八王子市及び町田市が連携協力して、食品の検査及び食品関係営業者に対する一斉監視指導を行います。これらの一斉取締の実施結果は、東京都がとりまとめ公表します。

(４) 緊急監視

有害食品等の通報があった場合、協定に基づいて東京都と連携協力し、原因と関連のある営業所の監視を実施します。

(５) 違反食品等を発見した場合の対応

立入検査及び収去検査によって違反食品などを発見した場合、以下のような措置を実施します。

① 立入検査における違反の発見

立入検査により、製造基準などの違反（食品衛生法第１１条第２項違反）、表示の違反（食品表示法第５条違反、食品衛生法第１９条第２項違反）または、施設基準の違反（食品衛生法第５１条に基づく基準違反）を発見した場合は、できる限りその場で改善指導を行うとともに、改善に期間を要する場合は、書面にて指導を行います。

② 違反食品等に対する措置

立入及び収去検査で、違反食品などが確認された場合は、前記の「４（２）違反・苦情食品対策」に従い措置します。

６ 不利益処分等

(１) 不利益処分

食中毒の発生や違反食品の発見など、緊急な安全確保が必要とされる場合は、「営業等の禁止・停止命令」、「施設又は設備の改善命令」または「営業許可の取り消し」、「廃棄処分・危害除去処置命令」の不利益処分を行います。

(２) 違反の公表

不利益処分などの措置を実施したときは、食品衛生上の危害の状況を明らかにするため、食品衛生法第６３条の規定に基づき、食品衛生法違反者の名称、施設名などを公表します。

(3) 食品表示法に基づく措置

食品表示法の規定に違反する事実を確認した場合は、まず口頭や文書による指導を行います。当該指導に従わなかった場合は必要に応じて食品表示法に基づく「回収命令」及び「営業停止命令」や、食品関連事業者等の名称や指導内容の公表を行います。

7 食品等事業者による自主的な衛生管理の推進

(1) 食品等事業者への支援

事業者自らが食品の安全について問題意識を持ち、消費者と連携して、食品の安全確保システムを充実させていくことが求められています。

事業者の自主的な衛生管理を推進するため、食品衛生推進員⁷⁾を中心に食品衛生協会の自治指導員の活動支援も含め、食品事業者等の自主管理を支援します。また、食品衛生協会の組織力向上に向けた支援も行います。

夏期に行われる食品衛生推進員と自治指導員による自主管理活動については、保健所職員が自治指導員により持ち込まれた検体の培養と判定を行い、必要があれば事業者に助言するなど、自主管理の推進を支援します。なお、監視指導を行うにあたっては、事業者の衛生管理の状況に応じた指導を行うなど自主管理の支援を図ります。

また、食品衛生法の改正により、原則として全ての食品等事業者は、一般的な衛生管理に加えて食品衛生管理の国際基準であるHACCP⁸⁾（製造過程を分析・管理し監視する衛生管理手法）に沿った衛生管理の実施が求められることとなりました。全ての食品等事業者が無理なく取り組めるよう、区では国や東京都が発行している手引書等を活用し積極的に情報提供を行っていきます。

8 情報提供及び区民・事業者・行政間の情報及び意見の交換[リスクコミュニケーション⁹⁾]

(1) 情報提供

区では食中毒に対する注意喚起にとどまらず、食品に関する問題が発生した時などの情報を区報、ホームページ及びチラシなどの広報媒体を用いて迅速かつ、わかりやすく情報提供していきます。また、消費者や区民の声が反映できる場の設定に努めるとともに、直接区民に情報を提供できる「食の安全・安心展」や食品衛生協会と共同で行う街頭相談会の開催、派遣講習会などを利用して情報提供をしていきます。さらに、食育、教育関連の担当、各機関等との連携により、情報提供等の機会を拡大していきます。

(2) 情報及び意見の交換[リスクコミュニケーション]

区では例年秋に食品衛生推進員と協力し、「食の安全・安心懇談会」を開催しています。当懇談会は講演後に、区民・食品等事業者・食品衛生推進員・食品衛生監

視員各々の立場から意見交換を行うことで、普及啓発のみならず区民の声を聴く貴重な機会となっています。なお、ここで出た意見等は、次年度に向け本計画を策定するにあたっての参考とします。また、必要に応じて情報及び意見交換のための事業を実施します。

(参考)

第18回「食の安全・安心懇談会」令和元年11月

題名「知ろう！活かそう！～冷凍食品の特性と上手な利用方法～」主な意見交換内容

- ・ 講演を聴いて冷凍食品に対する考え方が変わった。冷凍処理による栄養価の変化は少ないため、栄養補充の目的で活用したいと思った。
- ・ 食品衛生法で細菌数等の厳しい基準のある冷凍食品と、そうざい半製品やホームフリージング（家庭用冷蔵庫の冷凍室で凍結、保管）した食品との違いを知ることができて良かった。温度変化の少ない保管を心がけたいと思った。
- ・ 過去に起きた事故等の事例を踏まえ、食品の安全性についてメディアリテラシーを養うことが大切だと感じた。

（3）監視指導計画（案）の公表及び意見募集等

本計画の策定にあたっては、区のホームページに案を掲載するほか、保健所、すこやか福祉センター、図書館、区民活動センターでの閲覧により公表し、区民から広く意見を募集するとともに、寄せられた意見を考慮して計画を決定していきます。

9 食品衛生に係る人材の養成及び資質の向上

（1）食品等事業者対象講習会の実施

① 許可更新事業者講習会

営業許可の更新を迎える事業者を対象に、食中毒予防及び最新の食品衛生情報などを中心に食品衛生実務講習会を実施します。

② 業態別事業者講習会

すし店、魚介類販売店等業態ごとの事業者を対象に、それぞれの業態に応じた衛生管理を中心とした食品衛生実務講習会を実施します。

③ 食品取扱者衛生講習会

食品を取扱う施設の食品衛生責任者をはじめとする食品取扱者等を対象に、自主的な衛生管理に関する事項や最近の食品衛生に関する事項について食品衛生実務講習会を実施します。また、事業者の自主管理を推進するためHACCPの導入について説明します。

④ 新規許可取得事業者講習会

新たに営業を始めた事業者を対象に講習会を実施し、営業の初期段階からの衛生管理の徹底により食中毒の発生を防止します。また、同時に事業者の組織化の

推進により自主管理の充実を図ります。

⑤ 派遣講習

食品事業者や区民団体等の依頼により、食品衛生監視員を派遣し講習会を行う「派遣講習」を随時実施します。

(2) 食品衛生監視員研修

厚生労働省、消費者庁、東京都及び他の特別区が実施する研修等への参加により、食品の安全について最新の情報を学び、食品衛生監視員の知識等資質の向上を図ります。

(3) その他

食品を扱う事業に関し、事業者の届出制度が創設されました。併せて、現在の営業許可の業種区分が実態に応じて見直されます。区内の食品等事業者に対し、監視指導や講習会等の機会を通じて、改正後の制度について周知をします。

用語解説

1 食品衛生監視員

食品衛生法第30条の規定に基づき、区長は食品衛生に関する職務を行うために、一定の資格（医師、獣医師、薬剤師、大学で畜産学、水産学、農芸化学を修めた人や食品衛生監視員の養成過程を終了した人）を持った、食品衛生監視員を置くことが定められています。食品衛生監視員には関係施設への立入り、収去、食品衛生に関する指導の権限が与えられている。

2 GLP

試験・検査の信頼性を確保するための管理手法です。「検査又は試験に関する事務の管理」として食品衛生法第29条に根拠が置かれ、具体的には検査設備の管理、検査マニュアルの作成等（標準作業書等）が規定されている。

3 食品衛生行政の運営に関する細目協定

東京都と特別区の間で、食品衛生を含む保健衛生事業を円滑に行うため、一体的な運用と広域的に流通する食品の効率的な監視について、両者の協力体制と業務の分担を明確にした都区協定書

4 東京都健康安全研究センター

試験検査と研究を行う検査部門と、広域流通食品等の専門監視部門からなる東京都の機関。

5 フードチェーン

食品安全にかかわる分野でのフードチェーンとは、農林水産物が作られる過程を含み、さらに諸段階を経て人間に供されるまでの、食品としての連鎖のことであり、その諸段階として、第一次生産（農畜生産等）、処理・加工、流通・販売がある。（森田倫子「農場から食卓まで」の食品安全—HACCP、GAPおよび食品トレーサビリティ— レファレンス 平成16年2月号）

6 収去検査

食品衛生法第28条に基づいて実施する食品等の検査をいう。中野区長が必要と認めるときは、食品関係営業施設に食品衛生監視員が立ち入り、試験検査をするための必要最小量の食品や食品添加物等が無償で提供させることができる。

7 食品衛生推進員

食品衛生法第61条に基づき、食品等事業者の食品衛生の向上に関する自主的な活動を促

進することを目的とし、区民・事業者の中から選ばれています。この推進員と区で行う会議をリスクコミュニケーションのための会議体に位置づけている。

8 HACCP (Hazard Analysis Critical Control Point : 危害分析重要管理点)

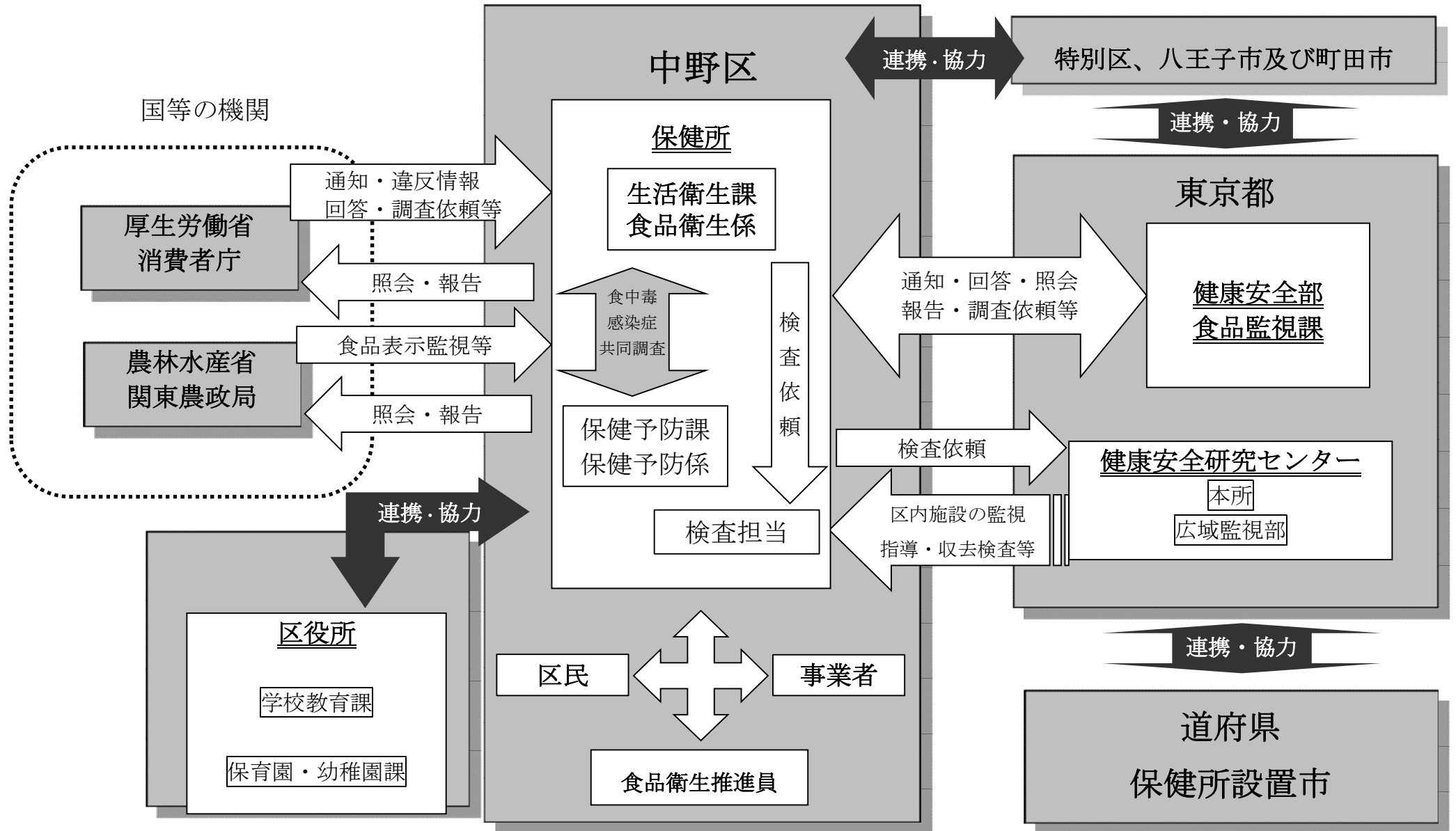
食品等の調理・製造工程において、食品等事業者自らが食中毒菌汚染や異物混入等の危害要因を分析し、特に重要な工程（＝重要管理点）を監視・記録することで、製品の安全性を確保する衛生管理手法のこと。

9 リスクコミュニケーション

食品の安全性を確保するための手法の一つ。消費者・事業者・行政担当者などの関係者の間で、情報や意見をお互いに交換することで「リスク分析」に役立てようとするもの。

「リスク分析」は、食品中の人の健康に悪影響を及ぼす要因が含まれているような場合などに、その悪影響を防止し、危険を最小限にとどめることを目的として行われる。

別紙1 監視指導の実施体制・他機関との連携体制（概略）



別紙2 年間スケジュール

	4 ～ 5 月	6 ～ 8 月 (夏期一斉)	9 ～ 1 0 月	1 1 ～ 1 2 月 (歳末一斉)	1 ～ 3 月
一 斉 監 視 等	○学校給食施設 ○保育園給食施設 ○食品販売業 ○流通・輸入食品の監視	夏期に事故原因となりやすい食品等の製造業、販売業及び飲食店等の一斉監視指導 ○流通・輸入食品の監視	ノロウイルス対策（1 0 ～ 1 2 月）		○和生菓子製造業 ○食品販売業 ○流通・輸入食品の監視
			○弁当類 ○そうざい製造業 ○食品製造業 ○給食納入業者 ○食品販売業 ○流通・輸入食品の監視 ○食肉販売・処理業	歳末食品の製造業、販売業及び飲食店、魚介類販売業、食品取り扱い施設に対する一斉監視指導 ○流通・輸入食品の監視 ○大規模調理施設 ○保育園給食施設 ○集団給食施設	
カンピロバクター対策・生食用食肉対策・表示検査・日常監視					
収 去 検 査	○保育園給食 ○学校給食 ○流通・輸入食品 ○豆腐	○仕出、弁当、おにぎり類 ○調理パン類 ○すし、すし種 ○刺身類 ○生めん類 ○アイスクリーム類 ○流通・輸入食品	○そうざい類 ○弁当、おにぎり類 ○調理パン類 ○食肉類 ○流通・輸入食品	○洋生菓子類 ○流通・輸入食品 ○正月用食品類 ○生食用かき ○大規模調理施設 ○保育園給食 ○集団給食	○和生菓子類 ○流通・輸入食品
食 品 衛 生 に 係 る 人 材 育 成 ・ 意 見 交 換	○更新講習会 ○食品衛生推進員会議	○更新講習会 ○業態別講習会（弁当・仕出し屋、豆腐、寿司、魚介類） ○学校給食講習会 ○保育園給食講習会 ○食の安全・安心展	○更新講習会 ○食品取扱者衛生講習会 ○食品衛生推進員会議	○更新講習会 ○食の安全・安心懇談会（リスクコミュニケーション） ○集団給食施設講習会	○更新講習会 ○食品衛生推進員会議 ○新規許可取得事業者講習会
	○食中毒予防パネル展 ○区民等からの依頼による講習会 ○事業者による自主管理支援講習会				

本計画（案）に関するお問合せ先
中野区保健所生活衛生課食品衛生係
中野区中野 2－17－4
電 話 03（3382）6664
FAX 03（3382）6667